

議第33号

三島市行政手続条例の一部を改正する条例案

三島市行政手続条例（平成10年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士